		現行		変 更			
(用	語の定義	(\$)	(用語の定義)				
第 1	条 この)共済約款において、次の用語の意味は、そ		第 1	条 この	D共済約款において、次の用語の意味は、-	
	れぞれ	1次の定義によります。	れぞれ次の定義によります。			1次の定義によります。	
,	用語	定義		J	用語	定義	
い	医 学	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、		V	医 学	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、	
	的他	画像検査等により認められる異常所見			的 他	画像検査等により認められる異常所見	
	覚 所	をいいます。			覚 所	をいいます。	
	見				見		
き	共 済	死亡共済金、後遺障害共済金、傷病共済		き	共 済	死亡共済金、後遺障害共済金、傷病共済	
	金	金をいいます。			金	金をいいます。	
	共 済	この共済契約で支払われる共済金の一			共 済	この共済契約で支払われる共済金の-	
	金額	共済期間における限度額をいい、死亡共			金額	共済期間における限度額をいい、死亡却	
		済金額600万円、後遺障害共済金額6				済金額600万円、後遺障害共済金額6	
		00万円、傷病共済金額6万円となりま				00万円、傷病共済金額6万円となりる	
		す。				す。	
	共 済	毎年4月1日0時に始まり当該年度の			共 済	毎年4月1日0時に始まり当該年度の	
	期間	3月31日24時に終わります。期間途			期間	3月31日24時に終わります。期間返	
		中から共済契約に加入した場合は、加入				中から共済契約に加入した場合は、加力	
		手続が完了した日の翌日0時から始まり				手続が完了した日の翌日0時から始まり	
		当該年度の3月31日24時に終わり				当該年度の3月31日24時に終わり	
		ます。				ます。	
				<u>け</u>	<u>経 過</u>	時間の経過と共に自然治癒する期間の	
					観 察	<u>ことをいいます。</u>	
					期間		
_	後遺	治療の効果が医学上期待できない状態		Ŋ	後遺	治療の効果が医学上期待できない状態	
	障害	であって、被共済者の身体に残された症			障害	であって、被共済者の身体に残された症	
		状が将来においても回復できない機能				状が将来においても回復できない機能	
		の重大な障害に至ったもの又は身体の				の重大な障害に至ったもの又は身体の	
		一部の欠損をいいます。				一部の欠損をいいます。	
	こど	地域こども会活動を進める上で必要な			こど	地域こども会活動を進める上で必要な	
	も会	目的、機能、役割を備えた組織による社			も会	目的、機能、役割を備えた組織によるを	
	活動	会的、文化的、体育的地域活動とし、次			活動	会的、文化的、体育的地域活動とし、	
		のいずれかをいいます。				のいずれかをいいます。	
		① こども会の活動計画に基づき、1名				① こども会の活動計画に基づき、14	

以上の指導者(20歳以上の者に限

る) 又は育成会員の管理下にある活

以上の指導者(20歳以上の者に限

る) 又は育成会員の管理下にある活

		② こども会の活動計画を実施するため			2
		に必要な調査及び準備のための活動			l
		③ こども会活動の一環として参加する			3
		各種研修会、研究会及び会議に参加			2
		して行う活動			
し	自動	自動車、原動機付自転車又は自転車をい	し	自動	自動
	車等	います。		車等	いま
			せ	全治	事故
				(治	<u>とは</u>
				療)	
				日数	
ち	治療	医師による治療又は柔道整復師による	ち	治療	医師
		施術をいいます。			施術
		ただし、被共済者が医師又は柔道整復師			ただ
		である場合は、被共済者以外の医師の治			であ
		療又は柔道整復師による施術をいいま			療又
		す。			す。
と	突 然	突然で予期されなかった病死を言いま	ک	突然	突然
	死	す。通常は、発症から24時間以内に死		死	す。
		亡したものとするが 意識不明等のまま			亡し
		発症から相当期間を経て死亡に至った			発症
		ものを含みます。			もの
\mathcal{O}	被共	共済の補償を受けることができる者を	V	被共	共済
	済者	いいます。		済者	レンレン
				1	

第2条~第6条

(略)

(傷病共済金の支払)

第7条第1項~第3項

(略)

- 4. 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の 日からその日を含めて180日を超えて請求し たときは、傷病共済金を支払いません。
- 5. 被共済者が同一事故により2種類以上の傷害又は 疾病を被った場合においては、これらの傷害又は 疾病の中で最も治癒期間が長い方をもって傷病 共済金とします。
- 6.被共済者が傷病共済金の支払を受けられる期間中 にさらに傷病共済金の支払を受けられる傷害又 は疾病を被った場合においても、当会は、重複し ては傷病共済金を支払いません。

		② こども会の活動計画を実施するため
		に必要な調査及び準備のための活動
		③ こども会活動の一環として参加する
		各種研修会、研究会及び会議に参加
		して行う活動
L	自動	自動車、原動機付自転車又は自転車をい
	車等	います。
せ	全治	事故日から治癒までの日数で、通院日数
	(治	とは異なります。
	療)	
	日数	
ち	治療	医師による治療又は柔道整復師による
		施術をいいます。
		ただし、被共済者が医師又は柔道整復師
		である場合は、被共済者以外の医師の治
		療又は柔道整復師による施術をいいま
		す。
ک	突 然	突然で予期されなかった病死を言いま
	死	す。通常は、発症から24時間以内に死
		亡したものとするが 意識不明等のまま
		発症から相当期間を経て死亡に至った
		ものを含みます。
V	被共	共済の補償を受けることができる者を
	済者	いいます。

第2条~第6条

(略)

(略)

(傷病共済金の支払)

第7条第1項~第3項

4. (削除)

- 4. 被共済者が同一事故により2種類以上の傷害又は 疾病を被った場合においては、これらの傷害又は 疾病の中で最も治癒期間が長い方をもって傷病 共済金とします。
- 5.被共済者が傷病共済金の支払を受けられる期間中にさらに傷病共済金の支払を受けられる傷害又は疾病を被った場合においても、当会は、重複しては傷病共済金を支払いません。

第8条~第32条 以下(略)

別表3 傷病共済金等級表(単位円)

等級	全治日数	共済金額
1	71日以上	60,000
2	61日~70日	50,000
3	51日~60日	43,000
4	41日~50日	36,000
5	31日~40日	29,000
6	21日~30日	22,000
7	11日~20日	15,000
8	5日~10日	8, 000

第8条~第32条 以下(略)

別表3 傷病共済金等級表(単位円)

等級	全治 (治療) 日数	共済金額
1	71日以上	60,000
2	61日~70日	50,000
3	51日~60日	43,000
4	41日~50日	36,000
5	31日~40日	29,000
6	21日~30日	22,000
7	11日~20日	15,000
8	5 日~1 0 日	8,000